

**中国への各種コンテンツ輸出に関わる契約書
フォームの作成/解説書
別添 1**

2008 年 3 月
日本貿易振興機構（JETRO）

この契約書雛形をご覧になる場合は、必ず別ファイルの「中国への各種コンテンツ輸出に関わる契約書フォームの作成/解説書」とあわせてご参照下さい。

目次

別添 1

【映像コンテンツライセンス契約書：売切版 日本語】	3
【映像コンテンツライセンス契約書：売切版 中国語】	1 4
【映像コンテンツライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 日本語】	2 8
【映像コンテンツライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 中国語】	4 0

別添 1

【映像コンテンツライセンス契約書：売切版 日本語】

映像コンテンツライセンス契約書

甲：_____株式会社

住所：日本国_____

乙：_____電視有限公司

住所：中国_____

日本国法人_____株式会社（以下、「甲」という）と、中国法人_____電視有限公司（以下、「乙」という）とは、甲が著作権等を有している別紙記載の視聴作品を、乙がテリトリー（以下定義する）において放送することについて、以下の通り映像コンテンツライセンス契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（定義）

本契約には以下の定義が適用されるものとする。

- （１）本件番組：本契約の規定に従って、甲が乙に対し、テリトリー内において放送することを授権した、別紙第 1 項記載の視聴作品をいう。
- （２）放送：乙がテリトリー内で行う地上波によるテレビ放送をいい、同時再送信による有線テレビジョンの放送を含むものとする。但し、その他の公衆送信、及びインターネットその他のネットワークによる送信は含まれない。
- （３）テリトリー：中華人民共和国国内（香港、台湾、マカオを除く地域）をいう。
- （４）番組テープ：甲乙別途合意する番組収録媒体をいう。
- （５）政策：中華人民共和国の中央及び／又は地方政府並びに政府部門の公布した文書をいう。これには、非公開の通知が含まれない。

第 2 条（許諾範囲）

- 1. 甲は、乙に対し、本契約期間中、テリトリー内において以下の権利を独占的に許諾する。乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、当該権利を第三者に譲渡したり、再許諾することはできない。
 - （１）本件番組を別紙第 2 項記載の条件にて放送する権利。乙は、甲の事前の書面による許諾の範囲内において、本件番組の音声を中国標準語に吹き替え、又は日本語字幕を中国語簡体字に翻訳し或いは中国語簡体字の字幕を追加することができる。

- (2) 甲の事前の書面による許諾の範囲内において、本件番組の一部を広告宣伝に使用する権利
- 2 . 中国の法律、関連規定によって本契約の届出等が必要となる場合、乙は、本契約締結後 10 日以内に、関連部門において本契約の届出等を行わなければならない、甲は当該手続に協力する。第 15 条により本契約が更新された場合も同様とする。
- 3 . 中国の法律、関連規定によって、本件番組中に含まれる音楽等のコンテンツについて、別途許諾を得る必要がある場合、乙が必要な手続を行うものとする。
- 4 . 本条に定められた以外の本件番組に関する権利（以下の権利を含むが、これに限られない）は、甲に留保されるものとし、乙は、甲から別途書面による承諾を受けなければ、当該権利を使用することはできない。
- (1) 本件番組をビデオ、VCD、DVD、CD-ROM 等に格納して販売する権利
- (2) 本件番組に関する題名、音声、音楽、ストーリー、登場人物の名称・形状、イラスト、写真等を各種商品又はサービス等に使用する権利
- (3) 本件番組に関する題名、ストーリー、キャラクターの名称・形状等を原案として映画、ビデオ、VCD、DVD、CD-ROM 等の映像を制作する権利
- (4) 本件番組の二次利用を第三者に許諾し、二次利用料を徴収する権利。

第 3 条（再委託の条件）

- 1 . 本件番組の音声を中国標準語に吹き替え、又は日本語字幕を中国語簡体字に翻訳し或いは中国語簡体字の字幕を追加する等の改変について、乙が第三者に対して委託して行う場合（以下、当該第三者を「委託先」という）、乙は甲の事前の書面による承諾を得るものとする。
- 2 . 甲の承諾を得るに当たり、乙が選任しようとする委託先の候補者の名称、組織構成、財務情報、業務内容、取引先、乙が当該候補者を委託先の候補者として選択した理由、その他甲が要求する情報を甲に提供しなければならない。
- 3 . 乙は、委託先による本契約各条項の遵守を甲に対して保証しなければならない。万一、乙が甲から交付もしくは貸与を受けた資料等の委託先により漏洩され、もしくは委託先がその他の言動等を行ったことにより、甲に損害が生じた場合には、直ちにその損害を甲に賠償するものとする。
- 4 . 乙は本条の承諾を得た後といえども、本契約上の一切の義務を免れるものではない。

第 4 条（番組テープ、資料等の提供）

- 1 . 甲は、乙に対して、甲乙間で別途協議の上定める詳細なスケジュールに従い、番組テープを提供するものとする。乙が番組テープを受領後に番組テープの編集、審査等の業務が発生する場合、甲乙協議の上、甲は合理的な時期に番組テープを送付できるよう努力する。また甲は、万一、番組テープの供給不能、困難（納期遅延を含む）とな

る事態に陥るおそれが生じた場合、直ちに乙に通知するものとする。

2. 甲が乙の業務の遂行に必要と認める場合、甲は本件番組に関する資料等（以下、「資料等」という）を乙に無償で貸与するものとする。
3. 番組テープ及び資料等の引渡にかかる費用は、甲が負担する。
4. 乙が第1項及び第2項の規定により甲から番組テープ及び／又は資料等（以下、「納入品」という）の引き渡しを受けた場合、乙は直ちに納入品を検品し、甲に対して受領証を発行するものとする。乙の検品により納入品に欠損、その他の瑕疵があるものと判断した場合、引き渡し後3日以内に甲に報告するものとし、納入品に瑕疵があると、甲が合理的に判断する場合には、甲は、直ちに無償にて納入品の改変、補完を行い、再提供するものとする。
5. 乙は、甲のために善良なる管理者の注意をもって納入品をその返還の時まで保管しなければならない。乙の責に帰すべき事由により、いずれかの納入品に破損・損傷・紛失等の事情が発生した場合は、乙がすべての責任を負担するものとし、かつ甲に対し損害賠償を行う。
6. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで納入品を本契約の目的以外に複製・転用し、又は第三者に提示又は開示してはならない
7. 乙は、本条の規定により受領した納入品について、物理的に返還可能なものについては甲の指定する期限までに返還しなければならない。本契約が満了し、もしくは解除された場合についても同様とする。

第5条（著作権表示等）

1. 乙は、本件番組中に甲の指定する内容の著作権表示を表示しなければならない。
2. 乙は、本件番組に関して中国の法令上必要とされる内容を、初回放送の開始前に、書面にて甲に通知するものとする。なお、乙は、上記以外に本件番組の放送等に関し、本契約当事者が遵守すべき法令、規制（将来、成立し又は変更されるものを含む）がある場合には、これを予め（新たに成立し又は変更される場合には、公布後直ちに）甲に書面で通知するものとする。
3. 乙は、第1項の表示を除いて、本件番組にはその他の放送機関のいかなるテレビ局マーク又は標識も含まれないこと、甲による事前の書面による承諾がない限り、いかなる標識も含まれないことを保証する。但し、法律等によって要求されるものはこの限りではない。
4. 乙は、本件番組中に広告及び広告の性質を有するいかなる内容も含まれないことを保証する。但し、本件番組についてスポンサーがいる場合、甲による事前の書面による承諾を得て、本件番組中に当該スポンサーの名称を表示することができる。

第6条（放送許諾料の支払）

1. 乙は、甲に対して、第 2 条で定める独占的放送権の許諾の対価として、本件番組の回数に応じて、以下の金額を支払う。
1 話当たり____円
合計金額：_____円
2. 乙は、前項の金額を、本契約締結後、__日以内に、甲が指定する口座に日本円で振り込む方法で支払うものとする。
3. 本条に定める許諾料の支払が期日までに行われなかった場合、乙は甲に対して、1 日あたり 0.1% の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。
4. 本契約に基づき乙から甲に支払われる許諾料及びその他の金額に対し、中国において甲に課せられる所得税は、乙が甲に代わり税務当局に支払うものとする。乙は、本契約に基づき甲に対して行うすべての支払の 10 パーセントを源泉徴収税として控除することができる。乙は、日中租税協定により、甲が日本国においてかかる租税の還付を受けられるよう、甲に対し、速やかに当該税金を納付したことを証明する中国税務当局発行の証明書を甲又は甲の指定する宛先に送付する。仮に、日中租税協定の税率が変更された場合には、甲及び乙はその料率に従うものとする。
5. 許諾料には、本件番組に関連して甲が第三者に対して権利処理のために支払う費用が含まれる。但し、本件番組に収録された音楽使用のための費用等（当該音楽の著作権使用料を含む）は全て乙の負担とし、乙がデリトリーにおける音楽著作権協会等の管理団体その他適切な自然人或いは法人に支払わなければならない。

第 7 条（報告義務、監査）

1. 乙は、書面により、予め本件番組の初回放送の 20 営業日前までに甲に対し正確かつ詳細な放送スケジュールを提供するものとする。
2. 甲が要求した場合、乙は直ちに、本件番組の放送地域、放送日時、放送回数及び本契約の履行に関し、甲が要求するその他の事項について、書面にて報告するものとする。
3. 本契約期間中及び本契約終了後 3 年間、甲が必要と認め、かつ事前に通知した場合、乙は、甲又は甲の指定する者がその就業時間中、その営業所等の場所に立ち入り、前項に列挙した報告事項を確認するための記録及び帳簿等を閲覧することを許可し、また、甲又は甲の指定する者がその所有又は占有する複写機を無償で使用して上記の記録及び帳簿等を謄写することを認めなければならない。
4. 前項による帳簿閲覧の結果、乙が本契約の許諾範囲を逸脱する場合（これには、定められた放送回数を超えたこと、第三者への放送の許諾等を含むが、これに限られない）乙は、これによって甲が被った損害を賠償すると共に、甲が調査のために要した費用（公認会計士等の費用を含む）を支払わなければならない。

第 8 条（品位保持）

1. 乙は、本件番組の吹き替え、字幕の翻訳等の改変を行う場合、本件番組（日本語版）に準拠して、その品位、品質、イメージを保持しながら忠実に中国語簡体字に吹き替え、翻訳しなければならない。また、乙は、翻訳等について、甲の指示に従うものとする。乙は、翻訳等の確認のため、事前に甲に対して翻訳データを提出しなければならない。
2. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、中国の状況に整合する範囲において本件番組を修正することができる。
乙は、本条に基づいて修正・削除を希望する場合、甲に対して書面にて修正箇所及び修正内容を通知しなければならない。
甲は、当該通知を受領後 10 営業日以内に、乙の修正要求を承諾するか否かを回答するものとする。乙は、甲が修正指示を行う場合、当該指示に従うものとする。
なお、甲が 10 営業日以内に回答しなかった場合、当該修正要求について承諾しなかったものとみなす。

第 9 条（表明及び保証）

1. 各当事者の相手方に対する表明及び保証
 - (1) 当事者は、本契約に署名し、本契約を執行及び交付し、かつ本契約に定められた取引を履行するすべての権利を有する。
 - (2) 当事者はその会社の設立地又は組織地の法律に基づき正式に設立又は組織されたものである。
 - (3) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することについて、すでに当事者は、社内における必要なすべて手続を経て、正式に批准・授權を得ている。
 - (4) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することは、当該当事者の組織又は会社の管理文書のいかなる規定にも違反しない。
当該当事者に対して拘束力のあるいかなる法律、法規、契約又は判決にも抵触しない。
2. 甲の表明及び保証
 - (1) 甲は、本契約に基づいて本件番組を乙に対して許諾する権利を有する。
 - (2) 甲は、テリトリー内において、自ら本件番組を放送せず、第三者に対して本件番組の放送について許諾を行わない。
3. 乙の表明及び保証
 - (1) 乙は、ラジオ・テレビ番組を制作及び経営する資格及び能力（関連する政府機関の許可を取得していることを含むが、これに限られない）を有する。
 - (2) 乙は、本契約の許諾範囲内で番組を使用することに関するすべての関連の政府許可を有する。
 - (3) 本件番組の内容は中華人民共和国の法律、法規、規則制度及び政策に違反しない。

第 10 条（侵害抑止義務）

1. 本件番組（日本語版、中国語版を問わない）に関する、甲の商標・著作権等の知的財産権がテリトリー内において侵害を受けた場合、甲、乙は協力してこれを抑止するよう努力する。その場合の費用は乙の負担とする。
2. 各当事者は、前項の権利侵害を発見した場合、直ちに相手方に通知し、対策について協議を行うものとする。

第 11 条（販促活動）

1. 乙は本件番組に関し、甲の事前の承諾を得た上で、甲の品位、品質、イメージを損なわない範囲での広告を掲載することができる。但し、広告について、甲の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。
2. 甲の書面による事前の承諾を得た場合、乙は本件番組のプロモーションのために甲の商標を使用する権利を有する。
3. 乙が、広告について本件番組の一部を広告宣伝に使用する場合、事前に甲に対して当該販促物の体裁、デザイン、数量等を提示すると共に、当該販促物の見本を提出し、甲の書面による承諾を得なければならない。

甲は、当該販促物の見本を受領後 10 営業日以内に、承諾するか否かを回答するものとする。乙は、甲が修正指示を行う場合、当該指示に従うものとする。

なお、甲が 10 営業日以内に回答しなかった場合、当該販促物について承諾しなかったものとみなす。

第 12 条（権利帰属）

1. 本件番組及びその中国語版に関連して生じた派生物（主題歌、挿入音楽、中国語版の番組タイトル・サブタイトル、歌詞等を含むが、これに限られない）の著作権（日本国の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）及び全ての知的財産権を含む一切の財産権は、全て甲に帰属する。それらの権利の全部または一部が甲に原始的に帰属しない場合、乙は、それらの権利（日本国の著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）を、必要な場合には乙の従業員や再委託先等から権利を買い取る等して、甲に無償で譲渡するものとする。乙は、自ら本件番組に関する著作人格権を甲に対して主張せず、乙の従業員及び再委託先をしてこのような主張をさせないことを保証するものとする。
2. 本契約に基づく乙による本件コンテンツの使用が第三者の著作権（その他の知的財産権は含まない）を侵害するものとして、乙が第三者から請求、訴訟等を受けた場合、甲は、次の条件が満たされる限り、自己の責任と費用をもって、当該請求、訴訟等を解決するものとする。甲及び乙は、かかる紛争が生じるおそれを知ったときは、速やかに相手方に通知するものとする。

- (1) 第三者から上記の請求、訴訟の提起等を受けた場合、乙は、__営業日以内にその内容を甲に書面により通知すること。
- (2) 乙は、第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に具体的な参加の機会を与えること。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意なしに裁判上・裁判外の和解をしないこと。

第 13 条 (秘密保持)

- 1 . 乙は、本契約に基づき甲が乙に提供する本件番組、資料等及びその内容、甲の経営に関する情報 (以下「秘密情報」という) を、本契約を履行するためにのみ使用するものとし、かつ甲の書面による事前の承諾なく、秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び委託先以外の第三者に対し公開又は開示してはならない。
- 2 . 乙は、以下に該当する秘密情報については、本条に定める秘密保持義務を負わない。
 - (1) 乙が入手したときに、既に公知である秘密情報。
 - (2) 乙が入手した後に、自己の責によらず公知となった秘密情報。
 - (3) 乙が入手したときに、既に自己が保有していた秘密情報。
- 3 . 乙は、秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び委託先との契約において、本契約に基づいて乙が負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第 14 条 (解除)

- 1 . 甲及び乙は、いずれかの当事者が本契約で定める事項に違反し、30 日の期間を定めてその改善措置を講じるよう勧告したにもかかわらず、乙が改善措置を講じなかった場合、乙に対する書面による通知をもって本契約の解除を行うことができる。
- 2 . 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。乙は、自己が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に対してその内容を通知するものとする。本条の解除は、両当事者の相手方に対する期限の利益を喪失させるものとする。
 - (1) 強制執行、執行保全処分または競売の申請があったとき。
 - (2) 乙に債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する事態が生じたことにより、本契約を履行することが困難となったとき。
 - (3) 租税公課を滞納して催促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
 - (4) 本契約上の重大な債務不履行または違反があるとき。
 - (5) 甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の権利若しくは義務の全部または一部を譲渡しようとしたとき。
 - (6) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又はその他本契約の履行に必要な許認可を取り消されたとき。
 - (7) 災害、労働動議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると甲が

認めたとき。

(8) 他社と合併したとき又は乙の支配株主が変更したとき。

3 . 甲及び乙は、乙の合理的な努力にもかかわらず、中国法上本契約の業務に必要なコンテンツの輸入許可その他の許可が得られない場合、又は中国の政策(中央及び / 又は地方政府並びに政府部門の公布した文書) の変更、番組の輸出入に関する規定、番組の内容を理由として、本件番組の放送が禁止された場合、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。但し、本項に基づいて本契約が解除される場合、甲が既に受領した許諾料は返還されない。

4 . 本条の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げない。

第 15 条 (契約の有効期限)

本契約は、本契約締結日から、200__年 12 月 31 日まで有効に存続するものとする。200__年 12 月 31 日までに本契約に関する条項の更新または延長が本契約の両当事者により書面で合意されない限り、本契約は 200__年 12 月 31 日に自動的に終了する。

第 16 条 (契約終了後の措置)

- 1 . 期間満了、契約解除等の契約終了原因にかかわらず、本契約終了後、乙は本件番組の放送を直ちに停止させるものとする。
- 2 . 乙は、本契約終了後直ちに、番組テープ及び資料等 (これらを複製したものを含む) を、甲に対して返還する。物理的に返還できない場合には、甲の指示に従って破棄し、破棄したことを証明する乙の代表者が署名した証明書を提出しなければならない。
- 3 . 第 3 条第 3 項、第 4 条第 5 項、第 7 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、本条、第 20 条及び第 21 条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第 17 条 (不可抗力)

- 1 . いずれの当事者も地震、台風、水害、火災、労働争議、戦争及びその他の予知不能で、かつその発生及び結果を防止または回避することができない不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅延が発生してもそれに対する違約責任は負わないものとする。何れか一方の当事者は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能または履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとする。当事者双方は、本契約の円滑な履行を確保するべく、必要に応じ、善後策を協議する。不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅滞が発生し、90 日を超える期間継続する場合、いずれの当事者も、相手方に対する書面による通知により、不可抗力によって生じた損害を賠償することなく、本契約を解除することができる。
- 2 . 不可抗力を理由として本契約が解除される場合、それまでに甲が受領した許諾料は返還されない。

第 18 条（契約の変更、追加、削除及び協議）

甲、乙は、本契約事項の変更、追加、削除の必要が生じた場合及び契約に定めのない事項については協議のうえ決定する。但し、当該協議決定事項は、両当事者が署名した書面によらなければ法的拘束力を有しないものとする。

第 19 条（提出書類の言語）

- 1．本契約に基づき乙が甲に提出する書面は、全て日本語で作成されるものとする。原文が中国語その他の言語で記載されている場合、乙は、日本語の翻訳を提出しなければならない。
- 2．乙は、前項に基づき作成された日本語の翻訳が、原文を正確に翻訳していることを保証する。

第 20 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、すべて日本国の法律による管轄を受ける。

第 21 条（紛争解決）

- 1．本契約の履行により生じた、または本契約に関するすべての紛争は、当該紛争の当事者間における友好的な協議により解決されるものとする。協議によっても解決できない場合、日本国東京において、日本商事仲裁協会の定める仲裁規則に従って仲裁を行うものとする。仲裁の費用（合理的な弁護士費用も含まれる）は、敗訴当事者が負担するものとする。
- 2．紛争が発生した期間及び協議、仲裁の期間においては、紛争に係わる問題を除き、甲乙のいずれも、本契約に定められた各自の負うべき責任及び義務を引き続き履行するものとする。

第 22 条（事務担当者）

甲、乙は相互に事務担当者名の登録をすることに同意し、変更があった場合には、速やかに通知する。

甲：（役職）（氏名）

乙：（役職）（氏名）

第 23 条（通知）

- 1．本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファックス、電子メール又は手渡しによるものとし、相手方の下記の住所に行うものとする。

甲：_____
住所：_____
FAX：_____
電子メール：_____

乙：_____
住所：_____
FAX：_____
電子メール：_____

2. 各当事者は、他方の当事者に対する書面による通知を行うことにより、前項の住所を変更することができる。

第 24 条（言語）

本契約は、中国語及び日本語の二ヶ国語にて作成される。日本語版と中国語版との間で解釈に齟齬が生じた場合は、日本語版を優先するものとする。

本契約は、200__年__月__日に、甲及び乙の授権代表者により_____にて署名され、甲及び乙がそれぞれ一部ずつを保有する。

甲

乙

(別紙)

1. 本件番組

(1) 番組タイトル:

(2) 話数 全__話(__時間)

2. 許諾範囲

(1) 放送局名:

(2) 地域:

(3) 放送期間: __年__月__日から__年__月__日

(4) 放送回数 各話につき期間内に2回。但し、回線障害、停電等の放送事故により又は重大事件の報道その他やむを得ない事由により本件番組の各話の全部又は一部を放送できなかった場合は、甲乙協議のうえ放送回数に算入しないことができる。

【映像コンテンツライセンス契約書：売切版 中国語】

影像内容许可合同

甲方：_____株式会社

地址：日本国_____

乙方：_____电视有限公司

地址：中国_____

日本国法人_____株式会社（以下称“甲方”）与中国法人_____电视有限公司（以下称“乙方”）就乙方在区域（在以下定义）内播放甲方拥有著作权等的附件中记载的视听作品事宜，签订影像内容许可合同（以下称“本合同”）如下：

第1条 （定义）

在本合同中应适用以下定义：

- (1) 本节目：系指按照本合同的规定，甲方授权乙方在区域内播放的附件第 1 项中记载的视听作品；
- (2) 播放：系指乙方在区域内进行的地表波电视播放，包括同时再传输的有线电视播放。但，不包括其他公共传输及互联网等网络传输；
- (3) 区域：系指中华人民共和国（除香港、台湾、澳门以外的区域）；
- (4) 节目磁带：系指甲乙另行达成一致的节目录制媒介；
- (5) 政策：系指中华人民共和国的中央及/或地方政府以及政府部门公布的文件。其中不包括非公开的通知。

第2条 （许可范围）

1. 甲方在本合同期间内，在区域内向乙方独占地许可以下权利。未经甲方事先书面同意，乙方不得将该权利向第三方转让或再许可：
 - (1) 按照附件第 2 款记载的条件，播放本节目。乙方可在甲方事先书面许可的范围内，对本节目的声音配制中国的普通话或将日文字幕翻译成中文简体字或追加中文简体字的字幕；
 - (2) 在甲方事先书面许可的范围内，将本节目的一部分用于广告宣传的权利。
2. 根据中国的法律、相关规定，本合同需办理备案等时，乙方应在本合同签订后 10 日内，到相关部门办理本合同的备案等。甲方对该手续提供协助。本合同根据第 15 条延长时亦同。
3. 根据中国的法律、相关规定，本节目中包含的音乐等内容需另行获得许可的，应由乙方办理必要手续。
4. 甲方保留本条规定的权利以外的有关本节目的权利（包括但不限于以下权利），乙方未另行获得甲方书面同意，不得使用该权利。

- (1) 将本节目存储于录像带、VCD、DVD、CD-ROM 等后销售的权利；
- (2) 将有关本节目的标题、声音、音乐、情节、出场人物的名称・形状、插图、照片等用于各种商品或服务等的权利；
- (3) 将有关本节目的标题、情节、主人公的名称・形状等作为原案制作电影、录像、VCD、DVD、CD-ROM 等影像的权利；
- (4) 向第三方许可本节目的二次使用，并征收二次使用费的权利。

第3条 （转委托的条件）

1. 对本节目的声音配制中国的普通话或将日文字幕翻译成中文简体字或追加中文简体字的字幕等的改变，由乙方委托第三方进行的（以下将该第三方称为“受托方”），乙方应获得甲方事先书面同意。
2. 获得甲方同意时，乙方应向甲方提供其欲选任的受托方候选人的名称、组织构成、财务信息、业务内容、交易对象、乙方选择该候选人作为受托方候选人的理由、其他甲方要求的信息。
3. 乙方应向甲方保证受托方遵守本合同各项条款。乙方如因受托方泄露甲方向乙方交付或出借的资料等或受托方作出的其他言行等，给甲方造成损害，应立即向甲方赔偿该损害。
4. 即使在获得本条的同意后，乙方仍不被免除本合同上的任何义务。

第4条 （节目磁带、资料等的提供）

1. 甲方应按照甲乙双方之间另行商定的详细日程，向乙方提供节目磁带。乙方收到节目磁带后发生节目磁带的编辑、审查等业务的，经甲乙双方协商后，甲方努力在合理的时期发送节目磁带。且，甲方如有可能陷入不能、难以（包括迟延交付）提供节目磁带的事态的，应立即通知乙方。
2. 甲方认为乙方完成业务有需要时，应无偿地向乙方出借有关本节目的资料等（以下

称“资料等”)。

3. 与节目的磁带及资料等的交付有关的费用，由甲方承担。
4. 乙方根据第1款及第2款的规定，从甲方接受节目磁带及/或资料等（以下称“交付品”）的交付时，乙方立即对交付品进行检查，并向甲方出具收据。经乙方检查认为交付品存在缺损、其他瑕疵时，应在交付后3日内向甲方报告。甲方合理地判断交付品存在瑕疵的，甲方应立即无偿地对交付品进行改变、补充，并重新提供。
5. 乙方应以善良管理人的注意，为甲方保管交付品，直至返还时为止。因应归责于乙方的事由，使任何交付品发生破损・损伤・丢失等情况时，应由乙方承担全部责任，并向甲方进行损害赔偿。
6. 未经甲方事先书面同意，乙方不得为本合同之外的目的，将交付品复制、转用，或者向第三方出示或披露。
7. 对于根据本条规定收到的交付品，乙方应在甲方指定的期限之前，返还物理上能够返还的物品。本合同期满或被解除时亦同。

第5条 （著作权的表示等）

1. 乙方应在本节目中标示甲方指定内容的著作权表示。
2. 乙方应在首映开始之前，书面通知甲方有关本节目的中国的法令上所需的内容。另，有关上述之外的本节目的播放等，如有本合同当事人应遵守的法令、规定（包括将来通过或变更的），乙方应事先（新通过或变更的，在公布后立即）将其书面通知甲方。
3. 乙方保证除第1款的表示之外，在本节目中不出现其他播放机关的任何电视台的标志或标识，未经甲方事先书面同意，不出现任何标识。但，法律或其他规定要求的不在此限。
4. 乙方保证在本节目中不出现广告及具有广告性质的内容。但，本节目有赞助商的，

可经甲方事先书面同意，在本节目中表示该赞助商的名称。

第6条 （播放许可费的支付）

1. 乙方根据本节目的集数向甲方支付以下金额，作为第 2 条规定的独占许可播放权的对价：

每集__日元

合计金额：_____日元

2. 乙方应在本合同签订后__日内，通过以日元向甲方指定的帐户汇款的方式支付前款
的金额。
3. 到期前未进行本条规定的许可费的支付的，乙方应向甲方支付按每日 0.1%的利率计
算出的迟延损害赔偿金。
4. 对于根据本合同乙方向甲方支付的许可费及其他金额，在中国向甲方征收的所得税，
由乙方代替甲方向税务部门缴纳。乙方可扣除根据本合同向甲方进行的全部支付的
10%作为预提所得税。乙方迅速将证明该税款已经缴纳的中国税务部门出具的证明提
供给甲方或甲方指定的收件人，以使甲方根据中日租税协定，在日本国获得该租税
的退还。如中日租税协定的税率变更，甲方及乙方应按照该税率执行。
5. 许可费中包括有关本节目甲方为处理权利向第三方支付的费用。但，使用本节目中
收录的音乐的费用等（包括该音乐的著作权使用费）全部由乙方承担，并由乙方向
区域内的音乐著作权协会等管理团体或其他适当的自然人或法人支付。

第7条 （报告义务、监查）

1. 乙方应提前在本节目首次播放的 20 个营业日之前，以书面形式向甲方提供准确且详
细的播放日程。
2. 当甲方要求时，乙方应就本节目的播放区域、播放时间、播放次数及本合同的履行，
立即以书面形式汇报甲方要求的其他事项。

3. 在本合同期间内及本合同终止后 3 年内，如甲方认为需要并在事先通知时，乙方应准许甲方或甲方指定的人在其工作时间内，进入其营业所等场所，阅览确认前款列举的汇报事项的记录及帐簿等，并同意甲方或甲方指定的人无偿地使用其拥有或占有的复印机，复制上述记录及帐簿等。
4. 前款的帐簿阅览结果，发现乙方超过了本合同的许可范围时（其中包括但不限于超过规定的播放次数、许可第三方播放等），乙方应在赔偿由此使甲方遭受的损害的同时，支付甲方进行调查所需的费用（包括注册会计师等的费用）。

第8条 （品位的保持）

1. 乙方进行本节目的配音、字幕的翻译等改变时，应以本节目（日文版）为准，在保持其品位、质量、形象的同时，如实地配制、翻译中文简体字。另，乙方就翻译等服从甲方的指示。乙方应事先向甲方提供翻译数据，以确认翻译等。
2. 乙方在获得甲方事先书面同意后，方可在符合中国情况的范围内，对本节目进行修改。

乙方根据本条希望进行修改、删除时，应以书面形式通知甲方修改处及修改内容。

甲方应在收到该通知后 10 个营业日内，答复是否同意乙方的修改要求。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未予答复的，视为未同意该修改要求。

第9条 （表示及保证）

1. 各方当事人向对方作出的表示及保证
 - （1） 当事人拥有签署本合同，执行并交付本合同，且履行本合同规定的交易的一切权利。
 - （2） 当事人根据其公司设立地或组织地的法律正式设立或组织。
 - （3） 对于当事人签订本合同履行本合同上的义务，当事人均已办理公司内部所需的一切

手续，并正式获得了批准、授权。

- (4) 当事人签订本合同履行本合同上的义务，①不违反该当事人的组织或公司管理文件的任何规定；②不与对该当事人具有约束力的任何法律、法规、合同或判决相抵触。

2. 甲方的表示及保证

- (1) 甲方拥有根据本合同向乙方许可本节目的权利。
- (2) 甲方不在区域内自行播放本节目，亦不许可第三方播放本节目。

3. 乙方的表示及保证

- (1) 乙方拥有制作并经营广播、电视节目的资格及能力（包括但不限于已经取得相关政府机关的批准）。
- (2) 乙方拥有与在本合同许可的范围内使用节目有关一切相关政府批准。
- (3) 本节目的内容不违反中华人民共和国的法律、法规、规章制度及政策。

第10条 （制止侵权义务）

1. 有关本节目（无论日文版或是中文版）的甲方的商标、著作权等知识产权在区域内遭受侵权时，甲乙应协作努力制止。在此情况下的费用由乙方承担。
2. 各方当事人发现前款的侵权时，应立即通知对方，并协商对策。

第11条 （促销活动）

1. 有关本节目，乙方可经甲方事先同意，在不损害甲方的品位、质量、形象的范围内刊登广告。但，甲方对广告有指示时，应服从该指示。
2. 经甲方事先书面同意时，乙方有权为本节目的推广使用甲方的商标。
3. 有关广告，乙方将本节目的一部分用于广告宣传时，应事先向甲方提供该促销物的体裁、设计、数量等，同时提交该促销物的样品，获得甲方的书面同意。

甲方应在收到该促销物的样品后 10 个营业日内，答复是否同意。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未作出答复的，视为未同意该促销物。

第12条 （权利归属）

1. 本节目及有关其中文版产生的衍生品（包括但不限于主题歌、插入音乐、中文版的节目标题・副标题、歌词等）的著作权（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）及包括全部知识产权在内的一切财产权，均归属于甲方。该等权利的全部或部分最初不属于甲方的，乙方应在必要时将该等权利（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）从乙方的职员或转委托的受托方等进行收购等，无偿地转让给甲方。乙方保证自己不向甲方主张有关本节目的作者的人身权，亦使乙方的职员及转委托的受托方不如此主张。
2. 乙方因其根据本合同使用本内容侵害了第三方的著作权（不包括其他知识产权）而被第三方提起请求、诉讼等时，甲方仅限于满足以下条件时，以自己的责任和费用解决该请求、诉讼等。甲方及乙方知晓有可能发生该纠纷时，应迅速通知对方。
 - (1) 被第三方提起上述请求、诉讼等时，乙方应在__个营业日内将其内容通知甲方。
 - (2) 有关与第三方的交涉或诉讼的进行，乙方应给予甲方具体的参加机会。
 - (3) 未经甲方事先书面同意，乙方不得进行法庭内或法庭外的和解。

第13条 （保密）

1. 乙方应仅为履行本合同使用根据本合同甲方向乙方提供的本节目、资料等及其内容、有关甲方经营的信息（以下称“秘密信息”），且未经甲方事先书面同意，不得将秘密信息向需要知道秘密信息的乙方职员及受托方以外的第三方公开或披露。
2. 乙方不对属于以下的秘密信息承担本条规定的保密义务：

- (1) 乙方获得时，已为众所周知的信息；
 - (2) 乙方获得后，非因自己的责任而成为众所周知的信息；
 - (3) 乙方获得时，自己已经拥有的秘密信息。
3. 乙方应在与需要知道秘密信息的乙方职员或受托方之间的合同中，使其承担与根据本合同乙方承担的保密义务相同的保密义务。

第14条 （解除）

- 1. 甲方及乙方在任何一方当事人违反本合同规定的事项，并规定了 30 日的期限劝告其采取改进措施，而乙方未采取改进措施的，经向乙方书面通知后，可解除本合同。
- 2. 甲方在乙方有下列各项情形之一时，无需办理催告等手续便可立即解除本合同。乙方在自己有或有可能有下列各项情形时，应立即将其内容通知甲方。本条的解除将使当事人丧失对对方的期限利益。
 - (1) 被申请强制执行、执行保全处分或拍卖时；
 - (2) 因乙方发生资不抵债、无力支付、破产、解散或与此类似的事态，使本合同难以履行时；
 - (3) 因滞纳税费而被催缴时或受到保全扣押时；
 - (4) 不履行或违反本合同上的重大债务时；
 - (5) 未经甲方事先书面同意欲转让本合同上的权利或义务的全部或一部分时；
 - (6) 受到主管机关取消营业许可、停业处分，或其他履行本合同所需的批准被取消时；
 - (7) 因灾害、劳动动议、或其他不得已的事由，甲方认为难以履行本合同时；
 - (8) 与其他公司合并时或支配乙方的股东发生变更时。
- 3. 尽管乙方作出了合理的努力，但仍未获得中国法上本合同的业务所需的内容的进口

批准或其他批准时，或因中国的政策（中央及/或地方政府以及政府部门公布的文件）的变更、有关节目进口的规定、节目的内容，使本节目被禁播时，甲方及乙方可通过向对方发出书面通知，解除本合同。但，根据本款本合同被解除时，甲方已经收到的许可费不予返还。

4. 本条的解除不妨碍行使损害赔偿请求权。

第15条 （合同的有效期）

本合同自本合同签订日起至 200_年 12 月 31 日为止有效地存续。只要在 200_年 12 月 31 日之前，本合同的双方当事人未以书面形式就与本合同有关的条款的更新或延长达成一致，则本合同于 200_年 12 月 31 日自动终止。

第16条 （合同终止后的措施）

1. 无论合同终止的原因如何（期满、解约等），在本合同终止后，乙方应立即停止播放本节目。
2. 乙方在本合同终止后，立即向甲方返还节目磁带及资料等（包括其复制物品）。物理上无法返还时，应按照甲方的指示销毁，并提交乙方的代表人签署的证明已经销毁的证明。
3. 第 3 条第 3 款、第 4 条第 5 款、第 7 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、本条、第 20 条及第 21 条的规定在本合同终止后依然有效。

第17条 （不可抗力）

1. 任何一方当事人均不对因地震、台风、水灾、火灾、劳动争议、战争及其他不能预见，且对其发生及结果不能防止或回避的不可抗力，发生的不能履行或迟延履行本合同的义务承担违约责任。任何一方当事人因该不可抗力陷入不能履行或迟延履行本合同义务的状态时，应立即将该情况通知对方。双方当事人应根据需要协商善后对策，以确保本合同顺利履行。因不可抗力发生不能履行或迟延履行本合同的义务，持续期间超过 90 日时，任何一方当事人均可通过书面通知对方解除本合同，而不赔

偿因不可抗力产生的损害。

2. 因不可抗力本合同被解除时，届时甲方已经收到的许可费不予返还。

第18条 （合同的变更、追加、删除及协商）

需对本合同事项进行变更、追加、删除时及有关合同未及事项，甲方、乙方应协商决定。但，该协商决定事项非依双方当事人签署的书面文件不具有法律约束力。

第19条 （提交文件的语言）

1. 乙方根据本合同向甲方提交的书面文件，均以日文写成。原文为中文或其他语言记载的，乙方应提交日文翻译。
2. 乙方保证根据前款编制的日文翻译为原文的准确翻译。

第20条 （准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议的解决，均受日本国法律管辖。

第21条 （纠纷的解决）

1. 因履行本合同发生的或有关本合同的全部纠纷，均应通过该纠纷当事人之间友好协商解决。经协商不能解决的，应在日本国东京按照日本商事仲裁协会规定的仲裁规则，进行仲裁。仲裁的费用（包括合理的律师费用）由败诉方承担。
2. 在纠纷发生期间及协商、仲裁期间，除与纠纷有关的问题外，甲乙任何一方均应继续履行本合同规定的各自应承担的责任及义务。

第22条 （事务负责人）

甲乙同意相互注册事务负责人姓名，如发生变更，迅速通知。

甲方：（职务）（姓名）

乙方：（职务）（姓名）

第23条 （通知）

1. 有关本合同各方当事人发出的通知，应通过邮寄、传真、电子邮件或递交形式进行，发往对方的下述地址：

甲方：_____

地址：_____

传真：_____

电子邮件：_____

乙方：_____

地址：_____

传真：_____

电子邮件：_____

2. 各方当事人可通过书面通知其他当事人变更前款的地址。

第24条 （语言）

本合同以中文及日文两种文字写成，日文版与中文版之间在解释上发生不一致时，以日文版为准。

本合同于 200_年__月__日经甲方及乙方的授权代表人于_____签字后，甲方及乙方各执各文本 1 份。

甲方：

乙方：

SAMPLE

(附件)

1. 本节目

(1) 节目标题:

(2) 集数_____共____集(____小时)

2. 许可范围

(1) 播放单位名称:

(2) 区域:

(3) 播放时间: _____年__月__日起至_____年__月__日

(4) 播放次数: 每集在期限内播放 2 次。但, 因线路故障、停电等播放事故或报道重大事件等不得已的事由, 未能播放本节目各集的全部或一部分的, 甲乙可经协商不计入播放次数。

【映像コンテンツライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 日本語】

映像コンテンツライセンス契約書

甲：_____株式会社

住所：日本国_____

乙：_____電視有限公司

住所：中国_____

日本国法人_____株式会社（以下、「甲」という）と、中国法人_____電視有限公司（以下、「乙」という）とは、甲が著作権等を有している別紙記載の視聴作品を、乙がテリトリー（以下定義する）において放送することについて、以下の通り映像コンテンツライセンス契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約には以下の定義が適用されるものとする。

- （１）本件番組：本契約の規定に従って、甲が乙に対し、テリトリー内において放送することを授権した、別紙第1項記載の視聴作品をいう。
- （２）放送：乙がテリトリー内で行う地上波によるテレビ放送をいい、同時再送信による有線テレビジョンの放送を含むものとする。但し、その他の公衆送信、及びインターネットその他のネットワークによる送信は含まれない。
- （３）テリトリー：中華人民共和国国内（香港、台湾、マカオを除く地域）をいう。
- （４）番組テープ：甲乙別途合意する番組収録媒体をいう。
- （５）政策：中華人民共和国の中央及び／又は地方政府並びに政府部門の公布した文書をいう。これには、非公開の通知が含まれない。

第2条（許諾範囲）

- 1. 甲は、乙に対し、本契約期間中、テリトリー内において以下の権利を独占的に許諾する。乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、当該権利を第三者に譲渡したり、再許諾することはできない。
 - （１）本件番組を別紙第2項記載の条件にて放送する権利。乙は、甲の事前の書面による許諾の範囲内において、本件番組の音声を中国標準語に吹き替え、又は日本語字幕を中国語簡体字に翻訳し或いは中国語簡体字の字幕を追加することができる。
 - （２）甲の事前の書面による許諾の範囲内において、本件番組の一部を広告宣伝に使用する

る権利

2. 中国の法律、関連規定によって本契約の届出等が必要となる場合、乙は、本契約締結後 10 日以内に、関連部門において本契約の届出等を行わなければならない、甲は当該手続に協力する。第 15 条により本契約が更新された場合も同様とする。
3. 中国の法律、関連規定によって、本件番組中に含まれる音楽等のコンテンツについて、別途許諾を得る必要がある場合、乙が必要な手続を行うものとする。
4. 本条に定められた以外の本件番組に関する権利（以下の権利を含むが、これに限られない）は、甲に留保されるものとし、乙は、甲から別途書面による承諾を受けなければ、当該権利を使用することはできない。
 - (1) 本件番組をビデオ、VCD、DVD、CD-ROM 等に格納して販売する権利
 - (2) 本件番組に関する題名、音声、音楽、ストーリー、登場人物の名称・形状、イラスト、写真等を各種商品又はサービス等に使用する権利
 - (3) 本件番組に関する題名、ストーリー、キャラクターの名称・形状等を原案として映画、ビデオ、VCD、DVD、CD-ROM 等の映像を制作する権利
 - (4) 本件番組の二次利用を第三者に許諾し、二次利用料を徴収する権利。

第 3 条（再委託の条件）

1. 本件番組の音声を中国標準語に吹き替え、又は日本語字幕を中国語簡体字に翻訳し或いは中国語簡体字の字幕を追加する等の改変について、乙が第三者に対して委託して行う場合（以下、当該第三者を「委託先」という）、乙は甲の事前の書面による承諾を得るものとする。
2. 甲の承諾を得るに当たり、乙が選任しようとする委託先の候補者の名称、組織構成、財務情報、業務内容、取引先、乙が当該候補者を委託先の候補者として選択した理由、その他甲が要求する情報を甲に提供しなければならない。
3. 乙は、委託先による本契約各条項の遵守を甲に対して保証しなければならない。万一、乙が甲から交付もしくは貸与を受けた資料等の委託先により漏洩され、もしくは委託先がその他の言動等を行ったことにより、甲に損害が生じた場合には、直ちにその損害を甲に賠償するものとする。
4. 乙は本条の承諾を得た後といえども、本契約上の一切の義務を免れるものではない。

第 4 条（番組テープ、資料等の提供）

1. 甲は、乙に対して、甲乙間で別途協議の上定める詳細なスケジュールに従い、番組テープを提供するものとする。乙が番組テープを受領後に番組テープの編集、審査等の業務が発生する場合、甲乙協議の上、甲は合理的な時期に番組テープを送付できるよう努力する。また甲は、万一、番組テープの供給不能、困難（納期遅延を含む）となる事態に陥るおそれが生じた場合、直ちに乙に通知するものとする。

2. 甲が乙の業務の遂行に必要と認める場合、甲は本件番組に関する資料等（以下、「資料等」という）を乙に無償で貸与するものとする。
3. 番組テープ及び資料等の引渡にかかる費用は、甲が負担する。
4. 乙が第1項及び第2項の規定により甲から番組テープ及び／又は資料等（以下、「納入品」という）の引き渡しを受けた場合、乙は直ちに納入品を検品し、甲に対して受領証を発行するものとする。乙の検品により納入品に欠損、その他の瑕疵があるものと判断した場合、引き渡し後3日以内に甲に報告するものとし、納入品に瑕疵があると、甲が合理的に判断する場合には、甲は、直ちに無償にて納入品の改変、補完を行い、再提供するものとする。
5. 乙は、甲のために善良なる管理者の注意をもって納入品をその返還の時まで保管しなければならない。乙の責に帰すべき事由により、いずれかの納入品に破損・損傷・紛失等の事情が発生した場合は、乙がすべての責任を負担するものとし、かつ甲に対し損害賠償を行う。
6. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで納入品を本契約の目的以外に複製・転用し、又は第三者に提示又は開示してはならない
7. 乙は、本条の規定により受領した納入品について、物理的に返還可能なものについては甲の指定する期限までに返還しなければならない。本契約が満了し、もしくは解除された場合についても同様とする。

第5条（著作権表示等）

1. 乙は、本件番組中に甲の指定する内容の著作権表示を表示しなければならない。
2. 乙は、本件番組に関して中国の法令上必要とされる内容を、初回放送の開始前に、書面にて甲に通知するものとする。なお、乙は、上記以外に本件番組の放送等に関し、本契約当事者が遵守すべき法令、規制（将来、成立し又は変更されるものを含む）がある場合には、これを予め（新たに成立し又は変更される場合には、公布後直ちに）甲に書面で通知するものとする。
3. 乙は、第1項の表示を除いて、本件番組にはその他の放送機関のいかなるテレビ局マーク又は標識も含まれないこと、甲による事前の書面による承諾がない限り、いかなる標識も含まれないことを保証する。但し、法律等によって要求されるものはこの限りではない。
4. 乙は、本件番組中に広告及び広告の性質を有するいかなる内容も含まれないことを保証する。但し、本件番組についてスポンサーがいる場合、甲による事前の書面による承諾を得て、本件番組中に当該スポンサーの名称を表示することができる。

第6条（放送許諾料の支払）

1. 乙は、甲に対して、第2条で定める独占的放送権の許諾の対価として、本件番組の話

数及び放送回数に応じて、以下の金額（以下、「ロイヤリティ」という）を支払う。

1 回～ ____ 回 1 話あたり ____ 円

____ 回～ ____ 回 1 話あたり ____ 円

- 2 . 前項で定めるロイヤリティは、本件番組が放送された時点をもって発生し、乙が、暦年半期（すなわち、毎年 1～6 月、7～12 月を指す）を一期間（以下「報告期間」という）として、毎報告期間終了後翌月 15 日までに、以下のすべての内容を記載した報告書を乙に提出しなければならない。

（1）当該報告期間中の本件番組の放送回数（番組の品目が複数ある場合、品目毎の詳細を付すものとする）

（2）当該報告期間中におけるロイヤリティの額

（3）その他乙が求める情報

乙は、当該報告期間終了後翌月末日までに、当該報告書に基づいて計算されたロイヤリティを甲の指定する銀行口座に日本円で振り込むものとする。

- 3 . 乙は、甲に対し、返還不能の最低保証金として契約年度ごとに、以下の金額を、各年度が始まる 1 ヶ月前までに、甲の指定する銀行口座に日本円で振り込む方法で支払うものとする。本最低保証金は、1 項に規定したロイヤリティの支払に充当されるものとするが、ロイヤリティの額が最低保証金の額に満たない場合その他いかなる理由によっても返還されないものとする。最低保証金が支払期限までに支払われず、30 日の期間を定めて支払を催促したにもかかわらず乙が同期間内に支払わなかった場合、甲は、乙に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

契約年度	最低保証金
2008 年	____ 万円
2009 年	____ 万円
2010 年	____ 万円

- 4 . 前項の契約年度は、暦年制を採用し、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを 1 契約年度とする。初年度については、契約締結日から 1 ヶ月以内に最低保証金を支払うものとする。

- 5 . 本条に定めるロイヤリティ又は最低保証金の支払が期日までに行われない場合、乙は甲に対して、1 日あたり 0.1% の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

- 6 . 本契約に基づき乙から甲に支払われるロイヤリティ、最低保証金及びその他の金額に対し、中国において甲に課せられる所得税は、乙が甲に代わり税務当局に支払うものとする。乙は、本契約に基づき甲に対して行うすべての支払の 10 パーセントを源泉徴収税として控除することができる。乙は、日中租税協定により、甲が日本国においてかかる租税の還付を受けられるよう、甲に対し、速やかに当該税金を納付したことを証明する中国税務当局発行の証明書を甲又は甲の指定する宛先に送付する。仮に、日中租税協定の税率が変更された場合には、甲及び乙はその料率に従うものとする。

7. ロイヤリティには、本件番組に関連して甲が第三者に対して権利処理のために支払う費用が含まれる。但し、本件番組に収録された音楽使用のための費用等（当該音楽の著作権使用料を含む）は全て乙の負担とし、乙がテリトリーにおける音楽著作権協会等の管理団体その他適切な自然人或いは法人に支払わなければならない。

第7条（報告義務、監査）

1. 乙は、書面により、予め本件番組の初回放送の20営業日前までに甲に対し正確かつ詳細な放送スケジュールを提供するものとする。
2. 甲が要求した場合、乙は直ちに、本件番組の放送地域、放送日時、放送回数及び本契約の履行に関し、甲が要求するその他の事項について、書面にて報告するものとする。
3. 本契約期間中及び本契約終了後3年間、甲が必要と認め、かつ事前に通知した場合、乙は、甲又は甲の指定する者がその就業時間中、その営業所等の場所に立ち入り、前項に列挙した報告事項を確認するための記録及び帳簿等を閲覧することを許可し、また、甲又は甲の指定する者がその所有又は占有する複写機を無償で使用して上記の記録及び帳簿等を謄写することを認めなければならない。
4. 前項による帳簿閲覧の結果、乙が本契約の許諾範囲を逸脱する場合（これには、定められた放送回数を超えたこと、第三者への放送の許諾等を含むが、これに限られない）、乙は、これによって甲が被った損害を賠償すると共に、甲が調査のために要した費用（公認会計士等の費用を含む）を支払わなければならない。

第8条（品位保持）

1. 乙は、本件番組の吹き替え、字幕の翻訳等の改変を行う場合、本件番組（日本語版）に準拠して、その品位、品質、イメージを保持しながら忠実に中国語簡体字に吹き替え、翻訳しなければならない。また、乙は、翻訳等について、甲の指示に従うものとする。乙は、翻訳等の確認のため、事前に甲に対して翻訳データを提出しなければならない。
2. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、中国の状況に整合する範囲において本件番組を修正することができる。
乙は、本条に基づいて修正・削除を希望する場合、甲に対して書面にて修正箇所及び修正内容を通知しなければならない。
甲は、当該通知を受領後10営業日以内に、乙の修正要求を承諾するか否かを回答するものとする。乙は、甲が修正指示を行う場合、当該指示に従うものとする。
なお、甲が10営業日以内に回答しなかった場合、当該修正要求について承諾しなかったものとみなす。

第9条（表明及び保証）

1. 各当事者の相手方に対する表明及び保証

- (1) 当事者は、本契約に署名し、本契約を執行及び交付し、かつ本契約に定められた取引を履行するすべての権利を有する。
- (2) 当事者はその会社の設立地又は組織地の法律に基づき正式に設立又は組織されたものである。
- (3) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することについて、すでに当事者は、社内における必要なすべて手続を経て、正式に批准・授權を得ている。
- (4) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することは、当該当事者の組織又は会社の管理文書のいかなる規定にも違反しない。
当該当事者に対して拘束力のあるいかなる法律、法規、契約又は判決にも抵触しない。

2．甲の表明及び保証

- (1) 甲は、本契約に基づいて本件番組を乙に対して許諾する権利を有する。
- (2) 甲は、テリトリー内において、自ら本件番組を放送せず、第三者に対して本件番組の放送について許諾を行わない。

3．乙の表明及び保証

- (1) 乙は、ラジオ・テレビ番組を制作及び経営する資格及び能力（関連する政府機関の許可を取得していることを含むが、これに限られない）を有する。
- (2) 乙は、本契約の許諾範囲内で本件番組を使用することに関するすべての関連の政府許可を有する。
- (3) 本件番組の内容は中華人民共和国の法律、法規、規則制度及び政策に違反しない。

第 10 条（侵害抑止義務）

- 1．本件番組（日本語版、中国語版を問わない）に関する、甲の商標・著作権等の知的財産権がテリトリー内において侵害を受けた場合、甲、乙は協力してこれを抑止するよう努力する。その場合の費用は乙の負担とする。
- 2．各当事者は、前項の権利侵害を発見した場合、直ちに相手方に通知し、対策について協議を行うものとする。

第 11 条（販促活動）

- 1．乙は本件番組に関し、甲の事前の承諾を得た上で、甲の品位、品質、イメージを損なわない範囲での広告を掲載することができる。但し、広告について、甲の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。
- 2．甲の書面による事前の承諾を得た場合、乙は本件番組のプロモーションのために甲の商標を使用する権利を有する。
- 3．乙が、広告について本件番組の一部を広告宣伝に使用する場合、事前に甲に対して当該販促物の体裁、デザイン、数量等を提示すると共に、当該販促物の見本を提出し、甲

の書面による承諾を得なければならない。

甲は、当該販促物の見本を受領後 10 営業日以内に、承諾するか否かを回答するものとする。乙は、甲が修正指示を行う場合、当該指示に従うものとする。

なお、甲が 10 営業日以内に回答しなかった場合、当該販促物について承諾しなかったものとみなす。

第 12 条（権利帰属）

1. 本件番組及びその中国語版に関連して生じた派生物（主題歌、挿入音楽、中国語版の番組タイトル・サブタイトル、歌詞等を含むが、これに限られない）の著作権（日本国の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）及び全ての知的財産権を含む一切の財産権は、全て甲に帰属する。それらの権利の全部または一部が甲に原始的に帰属しない場合、乙は、それらの権利（日本国の著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）を、必要な場合には乙の従業員や再委託先等から権利を買い取る等して、甲に無償で譲渡するものとする。乙は、自ら本件番組に関する著作権人格権を甲に対して主張せず、乙の従業員及び再委託先をしてこのような主張をさせないことを保証するものとする。
2. 本契約に基づく乙による本件コンテンツの使用が第三者の著作権（その他の知的財産権は含まない）を侵害するものとして、乙が第三者から請求、訴訟等を受けた場合、甲は、次の条件が満たされる限り、自己の責任と費用をもって、当該請求、訴訟等を解決するものとする。甲及び乙は、かかる紛争が生じるおそれを知ったときは、速やかに相手方に通知するものとする。
 - （1）第三者から上記の請求、訴訟の提起等を受けた場合、乙は、__営業日以内にその内容を甲に書面により通知すること。
 - （2）乙は、第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に具体的な参加の機会を与えること。
 - （3）乙は、甲の書面による事前の同意なしに裁判上・裁判外の和解をしないこと。

第 13 条（秘密保持）

1. 乙は、本契約に基づき甲が乙に提供する本件番組、資料等及びその内容、甲の経営に関する情報（以下「秘密情報」という）を、本契約を履行するためにのみ使用するものとし、かつ甲の書面による事前の承諾なく、秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び委託先以外の第三者に対し公開又は開示してはならない。
2. 乙は、以下に該当する秘密情報については、本条に定める秘密保持義務を負わない。
 - （1）乙が入手したときに、既に公知である秘密情報。
 - （2）乙が入手した後に、自己の責によらず公知となった秘密情報。

- (3) 乙が入手したときに、既に自己が保有していた秘密情報。
- 3 . 乙は、秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び委託先との契約において、本契約に基づいて乙が負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第 14 条 (解除)

- 1 . 甲及び乙は、いずれかの当事者が本契約で定める事項に違反し、30 日の期間を定めてその改善措置を講じるよう勧告したにもかかわらず、乙が改善措置を講じなかった場合、乙に対する書面による通知をもって本契約の解除を行うことができる。
- 2 . 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。乙は、自己が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に対してその内容を通知するものとする。本条の解除は、両当事者の相手方に対する期限の利益を喪失させるものとする。
- (1) 強制執行、執行保全処分または競売の申請があったとき。
- (2) 乙に債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する事態が生じたことにより、本契約を履行することが困難となったとき。
- (3) 租税公課を滞納して催促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
- (4) 本契約上の重大な債務不履行または違反があるとき。
- (5) 甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の権利若しくは義務の全部または一部を譲渡しようとしたとき。
- (6) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又はその他本契約の履行に必要な許認可を取り消されたとき。
- (7) 災害、労働動議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると甲が認めたとき。
- (8) 他社と合併したとき又は乙の支配株主が変更したとき。
- 3 . 甲及び乙は、乙の合理的な努力にもかかわらず、中国法上本契約の業務に必要なコンテンツの輸入許可その他の許可が得られない場合、又は中国の政策 (中央及び / 又は地方政府並びに政府部門の公布した文書) の変更、番組の輸出入に関する規定、番組の内容を理由として、本件番組の放送が禁止された場合、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。但し、本項に基づいて本契約が解除される場合、甲が既に受領した最低保証金及びロイヤリティは返還されない。
- 4 . 本条の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げない。

第 15 条 (契約の有効期限)

本契約は、本契約締結日から、200__年 12 月 31 日まで有効に存続するものとする。200__年 12 月 31 日までに本契約に関する条項の更新または延長が本契約の両当事者により書面で合意されない限り、本契約は 200__年 12 月 31 日に自動的に終了する。

第 16 条（契約終了後の措置）

1. 期間満了、契約解除等の契約終了原因にかかわらず、本契約終了後、乙は本件番組の放送を直ちに停止させるものとする。
2. 乙は、本契約終了後直ちに、番組テープ及び資料等（これらを複製したものを含む）を、甲に対して返還する。物理的に返還できない場合には、甲の指示に従って破棄し、破棄したことを証明する乙の代表者が署名した証明書を提出しなければならない。
3. 第 3 条第 3 項、第 4 条第 5 項、第 7 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、本条、第 20 条及び第 21 条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第 17 条（不可抗力）

1. いずれの当事者も地震、台風、水害、火災、労働争議、戦争及びその他の予知不能で、かつその発生及び結果を防止または回避することができない不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅延が発生してもそれに対する違約責任は負わないものとする。何れか一方の当事者は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能または履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとする。当事者双方は、本契約の円滑な履行を確保するべく、必要に応じ、善後策を協議する。不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅滞が発生し、90 日を超える期間継続する場合、いずれの当事者も、相手方に対する書面による通知により、不可抗力によって生じた損害を賠償することなく、本契約を解除することができる。
2. 不可抗力を理由として本契約が解除される場合、それまでに甲が受領した最低保証金及びロイヤリティは返還されない。

第 18 条（契約の変更、追加、削除及び協議）

甲、乙は、本契約事項の変更、追加、削除の必要が生じた場合及び契約に定めのない事項については協議のうえ決定する。但し、当該協議決定事項は、両当事者が署名した書面によらなければ法的拘束力を有しないものとする。

第 19 条（提出書類の言語）

1. 本契約に基づき乙が甲に提出する書面は、全て日本語で作成されるものとする。原文が中国語その他の言語で記載されている場合、乙は、日本語の翻訳を提出しなければならない。
2. 乙は、前項に基づき作成された日本語の翻訳が、原文を正確に翻訳していることを保証する。

第 20 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、すべて日本国の法律による管轄を受ける。

第 21 条（紛争解決）

1. 本契約の履行により生じた、または本契約に関するすべての紛争は、当該紛争の当事者間における友好的な協議により解決されるものとする。協議によっても解決できない場合、日本国東京において、日本商事仲裁協会の定める仲裁規則に従って仲裁を行うものとする。仲裁の費用（合理的な弁護士費用も含まれる）は、敗訴当事者が負担するものとする。
2. 紛争が発生した期間及び協議、仲裁の期間においては、紛争に係わる問題を除き、甲乙のいずれも、本契約に定められた各自の負うべき責任及び義務を引き続き履行するものとする。

第 22 条（事務担当者）

甲、乙は相互に事務担当者名の登録することに同意し、変更があった場合には、速やかに通知する。

甲：（役職）（氏名）

乙：（役職）（氏名）

第 23 条（通知）

1. 本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファックス、電子メール又は手渡しによるものとし、相手方の下記の住所に行うものとする。

甲： _____
住所： _____
FAX： _____
電子メール： _____

乙： _____
住所： _____
FAX： _____
電子メール： _____

2. 各当事者は、相手方に対する書面による通知を行うことにより、前項の住所を変更することができる。

第 24 条（言語）

本契約は、中国語及び日本語の二ヶ国語にて作成される。日本語版と中国語版との間で

解釈に齟齬が生じた場合は、日本語版を優先するものとする。

本契約は、200__年__月__日に、甲及び乙の授権代表者により_____にて署名され、甲及び乙がそれぞれ一部ずつを保有する。

甲

乙

SAMPLE

(別紙)

1. 本件番組

(1) 番組タイトル:

(2) 話数 全____話(____時間)

2. 許諾範囲

(1) 放送局名:

(2) 地域:

(3) 放送期間: _____年____月____日から_____年____月____日

(4) 放送回数 各話につき本契約の有効期間内に 2 回。本契約が更新される場合は、更新期間中の放送回数について、別途協議の上書面で定めるものとする。但し、回線障害、停電等の放送事故により又は重大事件の報道その他やむを得ない事由により本件番組の各話の全部又は一部を放送できなかった場合は、甲乙協議のうえ放送回数に算入しないことができる。

【映像コンテンツライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 中国語】

影像内容许可合同

甲方：_____株式会社

地址：日本国_____

乙方：_____电视有限公司

地址：中国_____

日本国法人_____株式会社（以下称“甲方”）与中国法人_____电视有限公司（以下称“乙方”）就乙方在区域（在以下定义）内播放甲方拥有著作权等的附件中记载的视听作品事宜，签订影像内容许可合同（以下称“本合同”）如下：

第1条 （定义）

在本合同中应适用以下定义：

- (1) 本节目：系指按照本合同的规定，甲方授权乙方在区域内播放的附件第1项中记载的视听作品；
- (2) 播放：系指乙方在区域内进行的地表波电视播放，包括同时再传输的有线电视播放。但，不包括其他公共传输及互联网等网络传输；
- (3) 区域：系指中华人民共和国（除香港、台湾、澳门以外的区域）；
- (4) 节目磁带：系指甲乙另行达成一致的节目录制媒介；
- (5) 政策：系指中华人民共和国的中央及/或地方政府以及政府部门公布的文件。其中不包括非公开的通知。

第2条 （许可范围）

1. 甲方在本合同期间内，在区域内向乙方独占地许可以下权利。未经甲方事先书面同意，乙方不得将该权利向第三方转让或再许可：

- (1) 按照附件第 2 款记载的条件，播放本节目。乙方可在甲方事先书面许可的范围内，对本节目的声音配制中国的普通话或将日文字幕翻译成中文简体字或追加中文简体字的字幕；
- (2) 在甲方事先书面许可的范围内，将本节目的一部分用于广告宣传的权利。
2. 根据中国的法律、相关规定，本合同需办理备案等时，乙方应在本合同签订后 10 日内，到相关部门办理本合同的备案等。甲方对该手续提供协助。本合同根据第 15 条延长时亦同。
3. 根据中国的法律、相关规定，本节目中包含的音乐等内容需另行获得许可的，应由乙方办理必要手续。
4. 甲方保留本条规定的权利以外的有关本节目的权利（包括但不限于以下权利），乙方未另行获得甲方书面同意，不得使用该权利。
 - (1) 将本节目存储于录像带、VCD、DVD、CD-ROM 等后销售的权利；
 - (2) 将有关本节目的标题、声音、音乐、情节、出场人物的名称・形状、插图、照片等用于各种商品或服务等的权利；
 - (3) 将有关本节目的标题、情节、主人公的名称・形状等作为原案制作电影、录像、VCD、DVD、CD-ROM 等影像的权利；
 - (4) 向第三方许可本节目的二次使用，并征收二次使用费的权利。

第3条 （转委托的条件）

1. 对本节目的声音配制中国的普通话或将日文字幕翻译成中文简体字或追加中文简体字的字幕等的改变，由乙方委托第三方进行的（以下将该第三方称为“受托方”），乙方应获得甲方事先书面同意。
2. 获得甲方同意时，乙方应向甲方提供其欲选任的受托方候选人的名称、组织构成、财务信息、业务内容、交易对象、乙方选择该候选人作为受托方候选人的理由、其

他甲方要求的信息。

3. 乙方应向甲方保证受托方遵守本合同各项条款。乙方如因受托方泄露甲方向乙方交付或出借的资料等或受托方作出的其他言行等，给甲方造成损害，应立即向甲方赔偿该损害。
4. 即使在获得本条的同意后，乙方仍不被免除本合同上的任何义务。

第4条 （节目磁带、资料等的提供）

1. 甲方应按照甲乙之间另行商定的详细日程，向乙方提供节目磁带。乙方收到节目磁带后发生节目磁带的编辑、审查等业务的，经甲乙双方协商后，甲方努力在合理的时期发送节目磁带。且，甲方如有可能陷入不能、难以（包括迟延交付）提供节目磁带的事态的，应立即通知乙方。
2. 甲方认为乙方完成业务有需要时，应无偿地向乙方出借有关本节目的资料等（以下称“资料等”）。
3. 与节目的磁带及资料等的交付有关的费用，由甲方承担。
4. 乙方根据第1款及第2款的规定，从甲方接受节目磁带及/或资料等（以下称“交付品”）的交付时，乙方立即对交付品进行检查，并向甲方出具收据。经乙方检查认为交付品存在缺损、其他瑕疵时，应在交付后3日内向甲方报告。甲方合理地判断交付品存在瑕疵的，甲方应立即无偿地对交付品进行改变、补充，并重新提供。
5. 乙方应以善良管理人的注意，为甲方保管交付品，直至返还时为止。因应归责于乙方的事由，使任何交付品发生破损・损伤・丢失等情况时，应由乙方承担全部责任，并向甲方进行损害赔偿。
6. 未经甲方事先书面同意，乙方不得为本合同之外的目的，将交付品复制、转用，或者向第三方出示或披露。
7. 对于根据本条规定收到的交付品，乙方应在甲方指定的期限之前，返还物理上能够

返还的物品。本合同期满或被解除时亦同。

第5条 （著作权的表示等）

1. 乙方应在本节目中标示甲方指定内容的著作权表示。
2. 乙方应在首映开始之前，书面通知甲方有关本节目的中国的法令上所需的内容。另，有关上述之外的本节目的播放等，如有本合同当事人应遵守的法令、规定（包括将来通过或变更的），乙方应事先（新通过或变更的，在公布后立即）将其书面通知甲方。
3. 乙方保证除第 1 款的表示之外，在本节目中不出现其他播放机关的任何电视台的标志或标识，未经甲方事先书面同意，不出现任何标识。但，法律或其他规定要求的不在其限。
4. 乙方保证在本节目中不出现广告及具有广告性质的内容。但，本节目有赞助商的，可经甲方事先书面同意，在本节目中表示该赞助商的名称。

第6条 （播放许可费的支付）

1. 乙方根据本节目的集数及播放次数向甲方支付以下金额（以下称“提成费”），作为第 2 条规定的独占许可播放权的对价：

第 1 集~第_集 每集__日元

第_集~第_集 每集__日元

2. 前款规定的提成费在本节目播放时发生，乙方应将公历年的半年（即指每年的 1 月~6 月、7 月~12 月）作为一个期间（以下称“报告期间”），于每个报告期间终止后次月的 15 日之前，向乙方提交载有以下全部内容的报告：

- （1） 该报告期间内本节目的播放次数（节目的品目为复数时，附每个品目的详细情况。）；
- （2） 该报告期间内提成费的金额；

(3) 其他乙方要求的信息。

乙方应于该报告期间终止后次月的最后一日之前，将根据该报告计算出的提成费以日元汇至甲方指定的银行账户。

3. 乙方应按合同年度，于各年度开始的 1 个月之前，通过以日元向甲方指定的银行帐户汇款的方式，向甲方支付以下金额，作为不能返还的最低保证金。本最低保证金应用于冲抵第 1 款规定的提成费，但，即使提成费的金额不足于最低保证金的金额或有其他任何理由亦不予返还。最低保证金在支付期限之前未予支付，规定 30 日的期间催付后乙方在该期间内仍不予支付时，甲方可通过向乙方发出书面通知，解除本合同。

合同年度	最低保证金
------	-------

2008 年	_____万日元
--------	----------

2009 年	_____万日元
--------	----------

2010 年	_____万日元
--------	----------

4. 前款的合同年度采用公历年制，以每年 1 月 1 日至 12 月 31 日为 1 个合同年度。第 1 年度应在合同签订日起 1 个月内支付最低保证金。
5. 到期前未进行本条规定的提成费或最低保证金的支付的，乙方应向甲方支付按每日 0.1% 的利率计算出的迟延损害赔偿金。
6. 对于根据本合同乙方向甲方支付的提成费或最低保证金及其他金额，在中国向甲方征收的所得税，由乙方代替甲方向税务部门缴纳。乙方可扣除根据本合同向甲方进行的全部支付的 10% 作为预提所得税。乙方迅速将证明该税款已经缴纳的中国税务部门出具的证明提供给甲方或甲方指定的收件人，以使甲方根据中日租税协定，在日本国获得该租税的偿还。如中日租税协定的税率变更，甲方及乙方应按照该税率执行。

7. 提成费中包括有关本节目甲方为处理权利向第三方支付的费用。但，使用本节目中收录的音乐得费用等（包括该音乐的著作权使用费）全部由乙方承担，并由乙方向区域内的音乐著作权协会等管理团体或其他适当的自然人或法人支付。

第7条 （报告义务、监查）

1. 乙方应提前在本节目首次播放的 20 个营业日之前，以书面形式向甲方提供准确且详细的播放日程。
2. 当甲方要求时，乙方应就本节目的播放区域、播放时间、播放次数及本合同的履行，立即以书面形式汇报甲方要求的其他事项。
3. 在本合同期间内及本合同终止后 3 年内，如甲方认为需要并在事先通知时，乙方应准许甲方或甲方指定的人在其工作时间内，进入其营业所等场所，阅览确认前款列举的汇报事项的记录及帐簿等，并同意甲方或甲方指定的人无偿地使用其拥有或占有的复印机，复制上述记录及帐簿等。
4. 前款帐簿阅览结果，发现乙方超过了本合同的许可范围时（其中包括但不限于超过规定的播放次数、许可第三方播放等），乙方应在赔偿由此使甲方遭受的损害的同时，支付甲方进行调查所需的费用（包括注册会计师等的费用）。

第8条 （品位的保持）

1. 乙方进行本节目的配音、字幕的翻译等改变时，应以本节目（日文版）为准，在保持其品位、质量、形象的同时，如实地配制、翻译中文简体字。另，乙方就翻译等服从甲方的指示。乙方应事先向甲方提供翻译数据，以确认翻译等。
2. 乙方在获得甲方事先书面同意后，方可在符合中国情况的范围内，对本节目进行修改。

乙方根据本条希望进行修改、删除时，应以书面形式通知甲方修改处及修改内容。

甲方应在收到该通知后 10 个营业日内，答复是否同意乙方的修改要求。甲方作出修

改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未予答复的，视为未同意该修改要求。

第9条 （表示及保证）

1. 各方当事人向对方作出的表示及保证

- (1) 当事人拥有签署本合同，执行并交付本合同，且履行本合同规定的交易的一切权利。
- (2) 当事人根据其公司设立地或组织地的法律正式设立或组织。
- (3) 对于当事人签订本合同履行本合同上的义务，当事人均已办理公司内部所需的一切手续，并正式获得了批准、授权。
- (4) 当事人签订本合同履行本合同上的义务，①不违反该当事人的组织或公司管理文件的任何规定；②不与对该当事人具有约束力的任何法律、法规、合同或判决相抵触。

2. 甲方的表示及保证

- (1) 甲方拥有根据本合同向乙方许可本节目的权利。
- (2) 甲方不在区域内自行播放本节目，亦不许可第三方播放本节目。

3. 乙方的表示及保证

- (1) 乙方拥有制作并经营广播、电视节目的资格及能力（包括但不限于已经取得相关政府机关的批准）。
- (2) 乙方拥有与在本合同许可的范围内使用本节目有关一切相关政府批准。
- (3) 本节目的内容不违反中华人民共和国的法律、法规、规章制度及政策。

第10条 （制止侵权义务）

1. 有关本节目（无论日文版或是中文版）的甲方的商标、著作权等知识产权在区域内

遭受侵权时，甲乙应协作努力制止。在此情况下的费用由乙方承担。

2. 各方当事人发现前款的侵权时，应立即通知对方，并协商对策。

第11条 （促销活动）

1. 有关本节目，乙方可经甲方事先同意，在不损害甲方的品位、质量、形象的范围内刊登广告。但，甲方对广告有指示时，应服从该指示。
2. 经甲方事先书面同意时，乙方有权为本节目的推广使用甲方的商标。
3. 有关广告，乙方将本节目的一部分用于广告宣传时，应事先向甲方提供该促销物的体裁、设计、数量等，同时提交该促销物的样品，获得甲方的书面同意。

甲方应在收到该促销物的样品后 10 个营业日内，答复是否同意。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未作出答复的，视为未同意该促销物。

第12条 （权利归属）

1. 本节目及有关其中文版产生的衍生品（包括但不限于主题歌、插入音乐、中文版的节目标题・副标题、歌词等）的著作权（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）及包括全部知识产权在内的一切财产权，均归属于甲方。该等权利的全部或部分最初不属于甲方的，乙方应在必要时将该等权利（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）从乙方的职员或转委托的受托方等进行收购等，无偿地转让给甲方。乙方保证自己不向甲方主张有关本节目的作者的人身权，亦使乙方的职员及转委托的受托方不如此主张。
2. 乙方因其根据本合同使用本内容侵害了第三方的著作权（不包括其他知识产权）而被第三方提起请求、诉讼等时，甲方仅限于满足以下条件时，以自己的责任和费用解决该请求、诉讼等。甲方及乙方知晓有可能发生该纠纷时，应迅速通知对方。

- (1) 被第三方提起上述请求、诉讼等时，乙方应在__个营业日内将其内容通知甲方。
- (2) 有关与第三方的交涉或诉讼的进行，乙方应给予甲方具体的参加机会。
- (3) 未经甲方事先书面同意，乙方不得进行法庭内或法庭外的和解。

第13条 （保密）

1. 乙方应仅为履行本合同使用根据本合同甲方向乙方提供的本节目、资料等及其内容、有关甲方经营的信息（以下称“秘密信息”），且未经甲方事先书面同意，不得将秘密信息向需要知道秘密信息的乙方职员及受托方以外的第三方公开或披露。
2. 乙方不对属于以下的秘密信息承担本条规定的保密义务：
 - (1) 乙方获得时，已为众所周知的秘密信息；
 - (2) 乙方获得后，非因自己的责任而成为众所周知的秘密信息；
 - (3) 乙方获得时，自己已经拥有的秘密信息。
3. 乙方应在与需要知道秘密信息的乙方职员或受托方之间的合同中，使其承担与根据本合同乙方承担的保密义务相同的保密义务。

第14条 （解除）

1. 甲方及乙方任何一方当事人违反本合同规定的事项，并规定了 30 日的期限劝告其采取改进措施，而乙方未采取改进措施的，经向乙方书面通知后，可解除本合同。
2. 甲方在乙方有下列各项情形之一时，无需办理催告等手续便可立即解除本合同。乙方在自己有或有可能有下列各项情形时，应立即将其内容通知甲方。本条的解除将使双方当事人丧失对对方的期限利益。
 - (1) 被申请强制执行、执行保全处分或拍卖时；
 - (2) 因乙方发生资不抵债、无力支付、破产、解散或与此类似的事态，使本合同难以履

行时；

- (3) 因滞纳税费而被催缴时或受到保全扣押时；
 - (4) 不履行或违反本合同上的重大债务时；
 - (5) 未经甲方事先书面同意欲转让本合同上的权利或义务的全部或一部分时；
 - (6) 受到主管机关取消营业许可、停业处分，或其他履行本合同所需的批准被取消时；
 - (7) 因灾害、劳动动议、或其他不得已的事由，甲方认为难以履行本合同时；
 - (8) 与其他公司合并时或支配乙方的股东发生变更时。
3. 尽管乙方作出了合理的努力，但仍未获得中国法上本合同的业务所需的内容的进口批准或其他批准时，或因中国的政策（中央及/或地方政府以及政府部门公布的文件）的变更、有关节目进口的规定、节目的内容，使本节目被禁播时，甲方及乙方可通过向对方发出书面通知，解除本合同。但，根据本款本合同被解除时，甲方已经收到的最低保证金及提成费不予返还。
4. 本条的解除不妨碍行使损害赔偿请求权。

第15条 （合同的有效期）

本合同自本合同签订日起至 200_年 12 月 31 日为止有效地存续。只要在 200_年 12 月 31 日之前，本合同的双方当事人未以书面形式就与本合同有关的条款的更新或延长达成一致，则本合同于 200_年 12 月 31 日自动终止。

第16条 （合同终止后的措施）

- 1. 无论合同终止的原因如何（期满、解约等），在本合同终止后，乙方应立即停止播放本节目。
- 2. 乙方在本合同终止后，立即向甲方返还节目磁带及资料等（包括其复制物品）。物理上无法返还时，应按照甲方的指示销毁，并提交乙方的代表人签署的证明已经销毁

的证明。

3. 第3条第3款、第4条第5款、第7条、第9条、第12条、第13条、第14条、本条、第20条及第21条的规定在本合同终止后依然有效。

第17条 （不可抗力）

1. 任何一方当事人均不对因地震、台风、水灾、火灾、劳动争议、战争及其他不能预见，且对其发生及结果不能防止或回避的不可抗力，发生的不能履行或迟延履行本合同的义务承担违约责任。任何一方当事人因该不可抗力陷入不能履行或迟延履行本合同义务的状态时，应立即将该情况通知对方。双方当事人应根据需要协商善后对策，以确保本合同顺利履行。因不可抗力发生不能履行或迟延履行本合同的义务，持续期间超过90日时，任何一方当事人均可通过书面通知对方解除本合同，而不赔偿因不可抗力产生的损害。
2. 因不可抗力本合同被解除时，届时甲方已经收到的最低保证金及提成费不予返还。

第18条 （合同的变更、追加、删除及协商）

需对本合同事项进行变更、追加、删除时及有关合同未及事项，甲方、乙方应协商决定。但，该协商决定事项非依双方当事人签署的书面文件不具有法律约束力。

第19条 （提交文件的语言）

1. 乙方根据本合同向甲方提交的书面文件，均以日文写成。原文为中文或其他语言记载的，乙方应提交日文翻译。
2. 乙方保证根据前款编制的日文翻译为原文的准确翻译。

第20条 （准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议的解决，均受日本国法律管辖。

第21条 （纠纷的解决）

1. 因履行本合同发生的或有关本合同的全部纠纷，均应通过该纠纷当事人之间友好协商解决。经协商不能解决的，应在日本国东京按照日本商事仲裁协会规定的仲裁规则，进行仲裁。仲裁的费用（包括合理的律师费用）由败诉方承担。
2. 在纠纷发生期间及协商、仲裁期间，除与纠纷有关的问题外，甲乙任何一方均应继续履行本合同规定的各自应承担的责任及义务。

第22条 （事务负责人）

甲乙同意相互注册事务负责人姓名，如发生变更，迅速通知。

甲方：（职务）（姓名）

乙方：（职务）（姓名）

第23条 （通知）

1. 有关本合同各方当事人发出的通知，应通过邮寄、传真、电子邮件或递交形式进行，发往对方的下述地址：

甲方：_____

地址：_____

传真：_____

电子邮件：_____

乙方：_____

地址：_____

传真：_____

电子邮件：_____

2. 各方当事人可通过书面通知对方变更前款的地址。

第24条 （语言）

本合同以中文及日文两种文字写成，日文版与中文版之间在解释上发生不一致时，以日文版为准。

本合同于 200_年__月__日经甲方及乙方的授权代表人于_____签字后，甲方及乙方各执各文本 1 份。

甲方：

乙方：

（附件）

1. 本节目

(1) 节目标题：

(2) 集数_____共____集（__小时）

2. 许可范围

(1) 播放单位名称：

(2) 区域：

(3) 播放时间：____年__月__日起至____年__月__日

(4) 播放次数：每集在本合同的有效期内播放 2 次。本合同被延长时，延长期内的播放次数，应在另行协商后以书面形式确定。但，因线路故障、停电等播放事故或报道重大事件等不得已的事由，未能播放本节目各集的全部或一部分的，甲乙可经协商不计入播放次数。